～ 全国マタハラ未然防止対策キャラバン ～

無 料

改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等説明会のご案内

主催：群馬労働局

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され（以下「改正法」）、平成29年1月1日から施行されることとなりました。これにより、いわゆるマタハラなど上司・同僚からの職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置等が、事業主に新たに義務付けられます。

群馬労働局では、下記説明会を開催いたしますので是非ご参加ください。

◆開催日時・場所

開催地	日 時 ・ 場 所	定 員
桐 生	日時：平成28年11月10日（木） 13:30～15:30 場所：桐生市市民文化会館 「スカイホールA」 桐生市織姫町2－5 TEL：0277-40-1500	150名
高 崎	日時：平成28年11月16日（水） 13:30～15:30 場所：ニューサンピア 「赤城の間」 高崎市島野町1333 TEL：027-353-1107	180名
前 橋	日時：平成28年11月29日（火） 13:30～15:30 場所：前橋テルサ 「けやきの間」 前橋市千代田町2－5－1 TEL：027-231-3211	180名

※説明会終了後、相談コーナー開設

◆内　　容：（1）改正法について
（2）改正法に係る就業規則の規定について
（3）ハラスメント防止対策について
（4）改正労働契約法による「無期転換ルール」等について

◆対 象 者：事業主及び企業の人事労務担当者等

◆申込方法：下記申込書をFAX又は郵送で送付してください。
（定員になり次第締め切ります。）

仕事と介護の両立をサポートしている企業の証「トモニン」

申込・問合せ先　群馬労働局雇用環境・均等室
〒371-8567 前橋市大手町2－3－1 前橋地方合同庁舎 8階
FAX：027－896－2227 TEL：027－896－4739

※FAX番号は、お間違いのないようお願いします。

きりとり線

改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等説明会参加申込書

希望会場	□ 桐 生（11/10） □ 高 崎（11/16） □ 前 橋（11/29）		
事業所名		連 絡 先	電話
所 在 地	〒 －		
参加者名	所属部署（ ）		